

平成20年度第1回愛知県環境審議会会議録

1 日時

平成20年11月20日（木）午後1時30分～午後3時

2 場所

愛知県議会議事堂5階大会議室

3 出席者

委員23名、稲垣副知事、説明のために出席した環境部職員14名

4 審議の概要

(1) 開会

委員30名中23名が出席しており、定足数を満たしていることを確認

(2) あいさつ

稲垣副知事

(3) 議事

ア 会長の選出（仮議長 板倉文忠委員）

加藤雅信委員から森寫昭夫委員の推薦があった。

他に候補者はなく、全会一致で森寫昭夫委員が会長に選出された。

イ 会長あいさつ

ウ 傍聴人について

森寫会長から、傍聴人は1名であることが報告された。

エ 会議録の署名について

森寫会長が、会議録の署名人として、宮尾委員及び山岸委員を指名した。

オ 会長代理の指名

森寫会長が林良嗣委員を会長代理に指名した。

カ 専門部会の構成と部会長

森寫会長が各専門部会を構成する委員、専門委員及び特別委員並ぶに各専門部会の部会長を別添の専門部会構成員名簿のとおり指名した。

キ 諮問

諮問文（「矢作川水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」）を稲垣副知事から森寫会長に手渡した。

・事務局

諮問関係資料1（矢作川水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の水

域類型の指定について（諮問）、諮問関係資料2（水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について）の説明

・質疑

（森嶋会長）

今日ここで審議するわけではなくて、これは後ほど申し上げますが、水質部に付託をすることになります。この時点で何か概括的なご質問はございませんか。

（織田委員）

この水生生物というものがどういう概念で規定されているのかわかりませんが、私は、哺乳類、野生から家畜が専門でして、矢作川水系においてカワネズミというモグラの仲間がいます。そのような哺乳類がいます。先ほどの説明では魚類が中心の話でしたが、広い意味で水生生物を考えてもらえればと思います。もし水生生物の基準があればお聞きしたい。

（水地盤環境課長）

諮問関係資料2の右上の表2をご覧ください。ここに「水生生物の具体的な生息状況の適応性」欄があります。ここにあるように「生物A」欄のイワナ、サケマスあるいは「生物B」欄のコイ、フナ等の魚類、それからこれらの餌生物が生息する水域となっております。これは国において基準を設定する際に、基本的に魚類とその餌生物の生息状況の観点からそれらに影響を及ぼす亜鉛あるいはその他の化学物質がどの程度の濃度レベルでどういった影響を及ぼすかということで亜鉛の濃度について具体的に値が定められているということです。

（織田委員）

魚類が中心の基準設定であるということですか。

（水地盤環境課長）

そのような考え方で設定されています。

（林会長代理）

哺乳類等ここに入らないものについては、全くこういうことを考慮しなくてよいのか。別途行うということか。

（森嶋会長）

これも私が答える筋合いではないが、これについては国で考えてもらわなくてはならないと思う。それぞればらばらにやると、水系による類型の指定はできない。自然科学というものは、ある程度のところで割り切ってしまうので、どうしても落ちるところがたくさんでくる。それであとから予期していなかったとか、あるいは予定していなかったとかでくる。これはあくまでもある知見に基づいて、これを想定していれば、哺乳類も含めてある程度の水生生物

の保全ができるであろうという誰が決めたか分かりませんが、一群の生物学者がこういう想定をして、こういうものを調査して、決めるときにインディケーターを決めていった。だいたい環境行政に携わっている人を外側から眺めてみると、そういう発想法で行っている。そうでないと何から何まで全部やろうとすると、ものすごいコストがかかって結局は何も決まらないということになる。それが結果的には後から見て、大きなミスがでてくるという可能性はあるが。

(林会長代理)

いま森寫会長がお答えになったように、水系そのものをコントロールしなければならないときに、抜け落ちている部分とその他の部分があって、そのことをどう考えるかという議論については国でしていただく必要があるのではないかと思います。

(森寫会長)

少なくとも審議会の中では国が決めたやり方にしたがって検討していただかなくてはならないが、決めた上で、私にはよく分かりませんが、こういう哺乳類については、問題があれば、私は、研究者として法律についてこういう問題があるということは言い続けてきたつもりですので、それぞれの専門家としての立場から、やるべきことはやった上で、しかしこれにはこういう問題があるということを付言して考えてくださいということを仰っていただくのはよいと思います。そうではなくて、こんな問題があるのに、こちらにもってきてもらっては困るというのでは、何のために審議会を開いたのか分からないので、やらなければならないことはちゃんとやった上で、仰っていただくことを会長としてはお願いしておきます。

(林会長代理)

私は、大気汚染について研究していて、三重県ではいろんな調査をして国が抜けたところで独自にいろいろな提言を出している。やはり国ができないことも地方が抑制していくという役割があるのではないかと思います。

(織田委員)

今、諮問の付託を水質部会にということですが、この中に生物系の方はいますか。つまりこの水質というのは何を意味するのか。水生生物の環境基準を念頭に置いて検討するということに、少なくとも生物のことを議論できる方に入っていたいただきたいと思います。BOD等の話というのであれば分かりますが。

(森寫会長)

今回その話は生物にまで広がったということですが。

(織田委員)

少し違和感があったものですから。

(水地盤環境課長)

水質部会の構成員の資料をご覧くださいますと、本日ご出席の委員の方のほかに水質部会には専門委員もお願いしており、生物系ということであれば、三重大大学の谷村先生がご専門で造詣が深いと伺っております。

(森寫会長)

場合によっては、中央環境審議会ではそうですが、委員、専門委員かどうかは別にして、ヒアリングなどを行って、サポートしてもらうということなどを考えてみてはどうでしょうか。先ほどの事務局の資料2の左の方を見るとお分かりになるが、元々、水質の環境基準は人間の健康の問題、その次が、BODなどの問題、それが今度生物という異質なものに広がった、異質なものという用語があるかもしれないが、従来の水質部会のメンバーとは少し違う専門知識を有する人に入ってもらわなければならないということですので、今回の諮問で必要であるということならば、事務局の方でもそういう措置をとることも考えた方がよいかもしれません。

(加藤雅信委員)

諮問関係資料2を見ますと、生物A、生物特A、生物B、生物特Bと記載されていますので、おそらくこれの類型指定をするのではないかと思っておりますが、それを見る限りでは、全部基準が同じです。そうするとこの類型指定というのは一体どういう意味を持つのかということをお聞きしたい。今日配られた参考資料の国の法令を見ますと、4頁のところで、AA、A、B、C、D、Eについては、全て基準値が違っておきますので、これについて類型指定すること自体の意味は私にも想像が付きません。しかし、5頁のイは諮問資料と同じですし、それから6頁のウも同じですが、この全亜鉛基準値以外に違いがあるのか、もし違いがないとすればどういう目的で類型指定をするのか、つまり単純にどういう生物がいますよという認識なのか、一体どういう意味での審議なのか分かりませんので、初歩的なことですが教えていただきたい。

(水地盤環境課長)

この環境基準については、亜鉛濃度としては、淡水域においては同じ値になっております。海域においては、類型区分によって、0.02、0.01と違いがあります。ただ河川、湖沼についてはたまたまどの類型でも同じ値ですが、具体的に類型指定をすることによって、この環境基準を適用して評価ができるようになるということがまず一つあります。もう一つの意味ですが、今回は環境基準項目は亜鉛だけですが、実はこのほかに環境省は、要監視項目として3物質について目標値を設定しております。要監視項目につきましては類型によって異なる濃度が設定されておりますので、今後、要監視項目の物質が環境基

準項目の物質として、いわばランクアップされる可能性もあり、そのときには実質的な意味が出てくるものと考えます。

(加藤雅信委員)

現段階においてどうこうするというよりも、特性をつかんでおいて、将来に向かったの施策をあらかじめ考えておく準備と考えればよろしいですね。

(森嶋会長)

加藤委員の言われたとおり、みんな0.03ミリグラムがズラッと並んでいると、何のための類型指定かという感じがしますが、いま、分かっている知見を基にしてということです。

(環境部長)

補足させていただきます。先ほど担当の方からご説明いたしましたが、そこにいる水生生物の現在の状況、魚類が中心ではありますが、水生生物の状況で類型を分けております。ただし、亜鉛についてはその類型ごとの基準値は、今の知見では同じ値ということで、知見が増えれば、当然また変わってくる可能性もあります。また、物質がこれから増えてきたときに類型によって生物A、あるいは生物特A、生物Bと数値が変わってくる可能性があります。そういう受け皿としての河川の類型当てはめを今回きちんとやっておく。最初のものが数字が同じであったので委員からのような疑問が発生したのだと思いますが、そういう将来のフレームを見越した上での指定だということでご理解いただきたい。

(藤野委員)

何度聞いていても私自身、焦点が定まらず、困るのですが、例えばこういった環境の問題というのは、こういうところでは数値化しなければならない、類型化しなければならないということで、いまや数値化しないと始まらないということですが、現実にはそんなに数値化できる問題ではないので、環境問題にもある程度ロマンチックな響きも本当はあると思う。「あの山」とか「小鮎釣りし」と、そういう問題も出さなければならないと思う。本来、環境保全、バイオダイバシティというものは、環境の中の人間が健康に将来も生きていって、また子孫も育てられるというのが大目的であると思う。最近ある小説を読んでもありましたら、アマゾン川流域における酋長の話ですが、これはまさしくバイオダイバシティでして、酋長が、代々自活しながら、自分の住んでいる地域のダイバシティによって営々と民族性を維持していく。そのような趣旨の話でした。そのような話ですと多少ロマンチックになりますね。ですから、先ほど会長も言われましたが、専門部会についてこの人選でよいかと問われればダメとは言えないので、聞いていましたが、そういうことですので、やはり専門

部会の方もヒアリングというか、基準というか何故こんなに大学教授の方がでてくるのかというと、失礼ですが、印象を持ちました。もっと大学教授よりも実感として分かる民間人もいるのではないかと思ったわけです。ちょっと私の話は過激かもしれませんが。

(森嶋会長)

元大学の人間としては、そういわれると、申し訳ありませんと言うしかありませんが、大学の人間がみんな頭がコンコンチキで、数字しか分からない、おおよそロマンも解さないというわけではありません。大学の人間であれ、現場でものを考えなければいけない。事実からものを見ていかななくてはいけないということだと思います。いずれにしましても今日のところはこれを付託してそこでお考えいただくために今日お願いするということでもありますので、水質部会の方によろしくお願いしたいと思います。

(織田委員)

三重大学の先生が紹介されておりましたが、たまたま隣の内田委員が矢作川の生き物をずっと研究されています。こういった方を委員に入れないのはおかしいのではないかとふと思いました。それから藤野委員からもお話がありましたが、非常にロマンチックな設楽町にある16ヘクタールの名古屋大学の附属施設があります。是非ご案内します。内田委員も矢作川をロマンを持っていつも歩いておられます。私もいつも感心しております。

(森嶋会長)

事務局の方も、水質部会としては先ほど指名したものですが、この諮問のため、例えば矢作川の類型化ということであれば、是非内田委員のお知恵をお借りしてみてもどうかと思います。

(環境部長)

ご指摘のとおりでして、従来から水質の審議会は専門家プラス様々な分野の委員が入るといのは従来からの流れでして、そういう委員の構成になっております。いまご指摘のありましたとおり知見を豊富にして、類型の指定を行うということが重要でございますので部会の運営に当たりまして関係する委員の皆様、その他専門家の皆様の意見を十分拝聴しながら、情報を豊富にして、審議を進めていただくということで、取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

(森嶋会長)

先ほどからいろいろでておりますようにロマンを持って、かつ正確に、しかも今は亜鉛だけですが、将来いろんなものがでてくるということも念頭に置きながら、また、現時点では水質部会に入っていない委員もおられます。委員の

ほかでも現場をよく知っている方の協力を得るということを前提にして、水質部会でよろしくをお願いします。

- ・この諮問事項については、森嶋会長が水質部会に付託した。

ク 報告

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）について報告を受けた。

- ・事務局

報告関係資料（生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）について）の説明

- ・質疑

（森嶋会長）

NGOなどの市民の会はだんだん動いていて県などはそれをサポートするという形で、今説明にありましたとおり、COPそのものは政府の会議ですから、民間は直接には関係ありません。いわばそのサイドでサポートしていくということです。

（加藤雅信委員）

確認ですが、愛知県環境審議会そのものが直接関わるということではないのですね。

（森嶋会長）

そうです。

（内田委員）

今回から委員に入れていただきました愛知工業大学の内田です。専門は矢作川に棲んでいる水生生物です。それで土木の学生にそういう生物のことを教えています。よろしくをお願いします。それで今のご報告に要望なんです、私は愛知県の関係で、愛知海上の森センター運営協議会の委員もしています。今「4 私たちにできること」の中に県も関係することもいっぱいあると思いますが、環境部は非常に熱心なのですが、他の部が同じように、県を挙げてCOP10を成功させようという方向に動いているのか疑問な点がありまして、是非環境部だけで引き受けてやるというのではなくて、愛知県、もちろん名古屋市もだと思いますが、この地域のできることを総力を挙げてやっていくという何か体制をもう少し考えていただきたいなと思います。

（環境部長）

ご指摘いただきました。いろいろと関心をお持ちいただきましてありがとうございます。私どもご指摘のとおりこれは環境部だけの取組に終わらせてはいけない。生物多様性ですとか、そのパンフレットの裏の方にもありますように、企業の取組もあります、農林水産業の取組もあります。あるいは教育の問題と

も関連いたしますし、様々に部局が関連いたします。したがって、副知事をトップといたします全庁の部局長を対象にした会議をやっておりまして、各部局に2010年に向けて何をやるんだという取組、そういう事業の検討を進めております。ただ、宣伝して回るのがどうしても環境部が中心になるものですから、環境部が目立つということかと思いますが、それぞれの部局が熱心に取り組んでおりまして、とりわけ、農林水産業と生物多様性は切っても切り離せない関係にありますので、農林水産部の新しい農林水産業の在り方とも関連させて幅広くやっていただいておりますし、また、産業労働部の方でも、生物資源を持続可能な形で活用を図っていくという視点から研究開発を含めて今いろいろと検討しております。各部局足並みをそろえていろいろやっているなどということについては、来年度の事業の中で少し出てくるかなと思っております。中でしっかりやっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(内田委員)

そういう心強い発言は非常にありがたく思います。というのは、いくつかのNPOから相談を受けておりまして、例えば守山の東谷山に守山リス研というのがあるのですが、愛知県が非常に冷たいと言います。対応しているのは林務課でしょうか、森林公園の北に愛知県の所有の土地がありますが、その末端の事務所ですかね、そこから非常に冷たい返事をもらったと。名古屋市は比較的熱心に相談を受けていると。それから農林関係でいうと、例えば家畜なんかの品種も生物多様性条約において非常に重要な意味があります。今言ってみれば、年間何千という品種が絶滅、というか使われなくなっています。だが、これが20年、30年、50年という経過で見ますと生物の多様性というのは畜産部門、作物部門もそうですが、非常に重要であると思っております。こういった部分についてもうちよつと農林部というのでしょうか、これに関わっている方が意識を持って、今はあまりお金にならないかもしれませんが、品種というのは自分のところで、開発したところでもっていかとか、名古屋コーチンだけでなく、もうちよつと他のものについても含めて考えてもらいたいなと農林関係も非常に重要であると考えています。

(稲垣副知事)

今先生が言われたとおりでして先ほど環境部長も言いましたが、COP10を機会に少しいろいろな形で検討しなくてはいけないのではないかと考えています。私は農水部も担当しておりますので、決していま先生が言われたようなことはないのではないかと考えておりますが、私どもの農総試などや、あるいは家畜の関係についても私どもから見れば全国でもトップレベルのいろいろな対応をしていると思っております。特にCOP10については遺伝子の問題等も

含めて今やらせていますし、なかなかPRが下手だなという点は私も考えておりますので、このCOP10を機会にきちんとやらせたいと考えています。それから、海上の森の上の方ですね、猿投の森づくりの会といたしましたね、そこはいま民間の方をお願いして里山の保全をやっていただいております。冷たいというお話があれば、私の方へ直接言っていただければ対応させていただきますし、現に東谷山など、いろいろなところで民間の団体にやっていただいております。いろいろな面でやっておりますので、もし何かありましたら、担当が冷たければ、私の方へ言っていただければ、私の方から指示させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(森寫会長)

神谷委員、必ずしもCOP10のことでなくても結構ですので、森林の話ができましたので、何かありましたらどうぞ。

(神谷委員)

森を再生する会の神谷と申します。初めて出させていただきます。あの今、森寫会長からお話があったように、森作りをやっているわけですが、愛知県の来年度から導入される税であいち森と緑づくり事業というのがあるのですが、これの指定を安城市が受けまして、たまたま市の公園緑地課の担当が市民も参加する形をお願いしたいとのことで、どういう木を植えるかということで会議をずいぶんやったのですが、私は今まで公園というとだいたい木を、景観を主にしてやるのですが、やはりCOP10ということが頭にありまして、全野の生態系を取り戻すそういう森を作りたいということでお話をしましたら、それを市も受け入れてくれまして、県と市の主催で、先日11月15日に植樹祭をやったわけですが、私が申し上げたいのは先ほどの意見と似ているのですが、今後県としても具体的な形で、ある事業、あることを行うときにこれが一つの生物多様性だということが県民にも分かるような形で、やはり事実を見せてやるということが大事だし、COP10を開くのも大変ですが、そんなことを考えながら、今後も市民でできる、自分たちでできること、そんな観点で行動していくのですが、この特に生物多様性ということを今後重要なものとして位置付け進めていきたいと思っております。

(稲垣副知事)

今、神谷委員が言われたあいち森と緑づくり税、これで奥山、里山、都市緑化という形で取組を進めようとしておりますが、特に奥山については、従前愛知の山というのは、ご承知のとおり杉、ヒノキが主体の針葉樹林でございますが、それでは生物多様性が図れないということで、今年度からモデル事業でやっていますが、特に奥山については、間伐等を行って、広葉樹林等もどんどん

増やしていこうと、それによって今問題となっている猿とか、猪とか、鹿とかそういうものも里山に降りて来なくても、そういうところで生活できるような場を作っていこうと色々な取組を進めさせていただいております。是非、いろんな方、NPO、NGOの方の意見もいただきながら進めておりますので、いろんな場でご指導いただければと思います。

(森嶋会長)

ここは、審議会です。陳情会ではありませんが、せっかくだのであと10分くらい時間を取りたいと思います。どなたでも結構ですので、この際、副知事もおいでですので、単に環境部だけではありませんので、ご意見がありましたらどうぞ。

(藤野委員)

稲垣副知事にお聞きします。今回は矢作川が指定になっておりますが、私が住んでいるところが木曾川近くでありますので、木曾川水域についてはどうでしょうか。というのは、いつも頭に環境とか、生物多様性とかはやはり川とその周りにある農業地域、農業用水、その中に棲む小動物とかあくまで人間と周辺環境との共生というものが環境であると思っておりますので、そういう意味で先ほどのような発言をしておりますが、あくまで人間との共生が基本問題であると、あとはただ見に行くだけ、ただきれいだなど見に行くだけの単純なものではないと思っております。それと、もう一点基本的な問題が生物多様性という「多様性」という日本語が、本当に正しいのかなど、先ほど広報のことも言っておりましたが、たまたま多様性という言葉で翻訳されてしまっている感じですが、何か他の表現方法をお考えになったことはありますか。

(森嶋会長)

最初のご質問については、法律によると、木曾川は国が類型を指定します。矢作川は国がやらないので県が指定します。県は関心を持っておりますが、指定は国で行います。

(稲垣副知事)

会長が言われたとおり、県域をまたぐ河川については国が指定をします。県内で完結している矢作川とか豊川とか、そういうところは県で対応させていただく。それは、役割分担が決まっております。木曾川については国が既にいろいろな調査に入っております。指定する場合には、その流域にどういう水生生物が生息しているか、どういう餌の生物がいるか、あるいは水温とか、水質とかいろいろ調査しなければなりません。そして調査をしてある程度分かってきた段階で諮問をいたします。まず矢作川について調査をやり、今回、矢作川について諮問させていただいたということです。先ほど課長も言いましたように

今後、豊川とか、庄内川とか必要な調査をし、調査が済み次第、ある程度調査が済んだ段階で諮問をさせていただくというような形をとらせていただきたいと思います。

(森寫会長)

2番目のご質問につきましては、ここはバイオダイバシティーですから、先ほど藤野委員が言われたようにロマンチックにバイオダイバシティー、多様性などというおかしな言葉ではなくて、どうロマンチックに訳すかはどうぞお考えいただいて、役人ごとき、あるいは頭がコンコンチキな法律学者ごときに考えさせないで、もっとふんわりと、聞いただけで思い浮かぶような言葉をお考えください。今よく分からないし、一般の方には、しかも「バイオ」という言葉は英語でも分かりにくいし、生物多様性というと、しかも生物多様性には、種の多様性と生態系の多様性とさらに遺伝子の多様性とあってよけい分からなくなる。

(国際会議準備室長)

森寫会長が言われるとおりの、言葉が非常に難しいものですから、一般の県民の方は、なかなか最初のとっつきがうまくいきません。COP10といっても、愛知県と名古屋市がコップの展示会をやるのかというぐらい、そこから始まるところもあるぐらいでして、私どもも言葉そのものは、いま森寫会長が言われたとおりバイオダイバシティーと決まっているものですから、なかなか変更することはできないのですが、説明の仕方をできるだけ皆さんがイメージできるようなものにしたいなと思っておりまして、最近わりと受けがよかったのが、飛行機の墜落に例えるのが一番よくてですね、飛行機が何百万という部品で飛んでいるんだけど、現在の状況は、そこからボルトがバラバラと落ちているとか、部品が落ちていんだけど、まだ飛んでいるんだけど、いつか落ちる、どれが悪いかわからない状態とか、そんな飛行機に例えたとき、少し前のどこかで事故があつてボルト1個が原因だった、そういうのでああそうかというお声をいただいたことがあります。

(森寫会長)

それを端的に表現すると、「バラバラ飛行機」ということですかね。

(国際会議準備室長)

何かよい言葉があれば教えてください。

(内田委員)

私が考えたわけではありませんが、どこかで読んだ覚えでは、「生き物のにぎわい」という生物多様性をもう少し分かりやすく表現したのがありました。

(森寫会長)

一つですね、今度県の方で、3万円か5万円出して懸賞でもしてみてもどうですか。余計な話です。

(4) 閉会

以上